

件名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例
主管課	情報政策課
根拠法令等	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年12月13日公布）

【条例の概要】

- 電子証明書発行手数料
 - 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等の事務は、指定認証機関に委託し、発行手数料は、指定認証機関の収入とする。
 - 発行手数料の額の基準は、電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として(指定認証機関が)定める。
- 失効情報等提供手数料
 - 電子申請、届出等を受信した行政機関等(署名検証者)からの照会に対する電子証明書の失効情報の提供に係る電子計算機処理等の事務は、指定認証機関に委託し、情報提供手数料は、指定認証機関の収入とする。
 - 情報提供手数料の額は、失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎とし、署名検証者が行政機関であるか等の事情を考慮して(指定認証機関が)定める。
 指定認証機関・・・電子証明書発行・失効情報提供の業務を複数の都道府県で共同処理するため、都道府県知事は総務大臣の指定する者(指定認証機関:自治体衛生通信機構の予定)に委託することが可能とされ、全都道府県が委託する予定。
- 市町村が処理する事務

電子証明書の発行の申請の受付、本人確認及び交付は、法の規定により市町村が行うため、次の事務についても市町村が処理することとする。

 - 発行手数料の徴収の事務
 - 指定認証機関への発行手数料の納入の事務

施行日 法施行日

【その他参考事項】

公的個人認証法の趣旨

申請・届出等行政手続のオンライン化に資するため、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う、高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度を整備するもの

公的個人認証サービス制度概要

